

上野原市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月15日

上野原市長 村上 信行

上野原市条例第27号

上野原市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

上野原市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（令和4年上野原市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の上野原市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の規定は、令和6年4月1日から適用する。